

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、法令等の遵守を機軸にした企業運営の重要性を認識すると共に、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図り、引いては株主価値を高めることを、経営上の最重要課題の一つとして位置付けております。

その実現のために株主や取引先をはじめ、地域社会、社員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人等、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、株主・投資家に対しては、迅速かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-10(1)】 独立した諮問委員会の設置

当社は取締役会の下に独立した諮問委員会を設置しておりませんが、独立社外取締役を主要な構成員とし、代表取締役社長が評価・助言を求める任意の仕組みとして「指名・報酬協議会」を開催することとしており、指名・報酬等の重要事項の検討にあたり、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

【原則5-2】 経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は取締役会において、中長期で事業のあるべき姿や成長機会等について協議し、中期経営目標を策定しておりますが、成長過程にある市場においては不確実性が少なくないことから、これまで公表を目的とした中期経営計画については策定しておりません。

決算説明会等にて中期成長戦略の考え方や方向性を示すとともに、中期的な利益・資本効率を念頭におきつつ、足もとの市場や事業の短期的な環境動向も踏まえた単年度の事業計画を策定し、公表しております。

公表を前提とした中期経営計画の策定については、今後、検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】 政策保有株式

< 政策保有に関する方針 >

政策保有株式については、自社にない事業資産を持つ会社と連携することで自前で事業構築するよりも効率的にサービスを補完し、お客様・取引先との信頼関係の維持・強化や業務提携における事業拡大等の中長期的な企業価値の向上を目的として株式を保有いたします。なお、個々の政策保有株式の合理性や妥当性は定期的・継続的に検証し、その結果に基づき保有目的が達成されないと判断される場合には、政策保有株式の縮減を検討してまいります。

< 保有適否の検証 >

政策保有株式は、個別銘柄毎に株式保有の目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を毎年検証し、上場株式については保有継続の適否を取締役会にて判断しております。なお、継続保有の妥当性を検証する際は、業界動向や業績動向、財務状況に加え、営業面での協業の成果、今後の見通し等を総合的に検証しております。

< 議決権行使基準 >

政策保有株式対象会社の株主総会における議決権行使にあたっては、以下の基準で判断し行使しております。

・政策保有株式の保有目的の適切さ、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を予め取締役会で検証し、継続保有の妥当性が確認できていること

・個別の議案内容が当社の保有目的に適合していること

【原則1-7】 関連当事者間の取引

関連当事者に該当するリストを毎期作成・更新し、当該関連当事者に該当する先との取引については、事前に経営企画室長に情報を集約し、関連当事者取引管理規程および職務権限及び業務分掌規程に従い、取締役会等での承認を得るものとしております。

また、経営企画室長は、関連当事者取引リストに基づき、毎事業年度末時点で取引が継続している関連当事者取引について、当該取引継続の合理性(事業上の必要性)及び取引条件の妥当性を検討し、取締役会にて報告をしております。

【原則2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。

なお、当社は福利厚生の一環として確定拠出年金制度を導入しておりますが、従業員に対し、資産形成・投資運用に関する社内セミナー等を開催し、教育研修を実施しております。

【原則3-1(1)】 経営理念等や経営戦略、経営計画

企業理念を「良いものをより安くより便利にサービスの流通創造を通して人々に感動と喜びを提供しよう」と規定し、有価証券報告書やコーポレー

ト・ガバナンスに関する報告書、コーポレートサイト等に掲載しております。

【原則3-1(2)】コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する報告書にコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を掲載しております。

【原則3-1(3)】取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬等の額のうち、監査等委員ではない取締役の固定報酬については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会で年額200百万円以内(うち、社外取締役分は30百万円以内)と決議しております。個別取締役の固定報酬額決定にあたっては、類似業種上場会社の報酬水準や会社業績、株主還元状況等を踏まえて原案を作成したうえで、独立社外取締役を主要な構成員とし、代表取締役社長が評価・助言を求める任意の仕組みとしての「指名・報酬協議会」にて客観的に原案の評価を行い、独立社外取締役の同意を得て決定することとしています。

取締役の報酬等の額のうち、監査等委員である取締役の報酬等に関しては、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会で年額50百万円以内と決議しており、同限度額の範囲内で、個別監査等委員の報酬額を、監査等委員の協議により決定しております。

また、当社では固定報酬とは別に、業務執行取締役を対象に前述の固定報酬の限度額とは別枠で、中長期的な業績ならびに企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として業績連動型株式報酬制度を導入しており、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、連続する3事業年度ごとに信託に拠出する額は合計200百万円を上限とする旨決議しております。

業績連動報酬については、連結経常利益を指標とし、その目標達成度合いに応じて付与原資(当該事業年度において付与する総ポイント数)を計算し、各取締役の職務内容や責任範囲に応じて予め取締役会で決議した配分割合に従って個別の付与ポイントを計算し、決定しております。なお、連結経常利益が前期比減益となる場合にはポイントを付与しないこととしております。また、当社の取締役が業績連動型株式報酬制度により付与されたポイントに相当する当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役退任時としております。

【原則3-1(4)】取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

【補充原則4-11(1)】取締役会の構成などに関する考え方

取締役候補者は、人格・見識に優れていることを前提に、取締役会の業務執行と監督機能が十分に発揮されるよう、取締役としての実務能力、経験、専門知識等を有する人材を選定することとしており、その選定にあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とし、代表取締役社長が評価・助言を求める任意の仕組みとしての「指名・報酬協議会」にて客観的に評価を行い、独立社外取締役の同意を得たうえで取締役会にて決定することとしています。

取締役会の人数は事業規模に合った人数として、実効性があり、かつ活発な議論ができる適正な人数としており、現在は監査等委員ではない取締役4名、監査等委員である取締役4名(うち3名は社外取締役)の体制としております。また、全取締役のうち2名は女性取締役を選任しており、取締役会の多様性の確保に努めています。

【原則3-1(5)】取締役会が上記原則3-1(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者の選任・指名を行う際には、株主総会招集通知に個々の選任・指名理由を掲載しております。

【補充原則4-1(1)】経営陣に対する委任の範囲

当社は、法令に準拠して「取締役会規程」に「取締役会に付議すべき事項の基準」を制定し、取締役会において審議する内容を定めるとともに、その他については「職務権限及び業務分掌規程」に基づき、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

具体的には、株主総会付議事項等の会社法に定められた重要事項及び経営戦略・経営計画等の経営の基本となる事項等については、取締役会で決定しております。その内容に基づく個別の業務執行に関する決定は、その業務を担当する各取締役に委任しております。委任内容については、権限規程において範囲を明確にしております。

なお、経営上の意思決定を円滑かつ的確に行うため、常勤役員及び各業務執行の責任者が出席する経営会議を設け、取締役会決議事項を含む業務執行上の重要事項を審議しております。

【原則4-9】社外取締役の独立性判断基準

東京証券取引所の独立性基準も踏まえ、取締役会において「社外役員の独立性判断基準」を決定し、当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性の基準を満たすものとして、その内容を株主総会招集通知に記載し、開示しています。

- ・当該役員の2親等以内の親族が、現在または過去において、当社グループの業務執行取締役として在籍していないこと
- ・現在、当該役員が業務執行者・使用人として在籍する会社と当社グループにおいて取引がある場合(法律、会計もしくは税務の専門的サービスを除く)、その取引額が当社の連結売上高の1%以下であること
- ・当該役員が法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタントとして、当社グループから直接的に受け取る報酬(当社の役員としての報酬及び当該役員が所属する機関・事務所に支払われる報酬は除く)がある場合、過去3事業年度において、その報酬額が年間500万円以下であること
- ・当該役員が属する機関・事務所が法律、会計もしくは税務の専門的サービスを当社グループに提供している場合、過去3事業年度において、その報酬額が年間1,000万円以下であること
- ・当該役員が、過去3事業年度において、当社グループから年間1,000万円を超える寄付等を受ける組織の業務執行者でないこと

【補充原則4-11(2)】取締役の兼任状況

招集通知に重要な兼任状況と主な活動状況を毎年開示しており、適正な兼務範囲であることや、取締役会での役割・責務の遂行状況を適宜確認しております。

【補充原則4-11(3)】取締役会全体の実効性についての分析・評価

当社は毎年、取締役会全体の実効性評価について各取締役に對してアンケート調査を実施しており、評価及び分析結果を取締役に報告しております。

2019年3月期は、「取締役・監査役自身の職務執行に関する事項」「取締役会全体の実効性に関する事項」「取締役会・監査役会の構成に関する事項」「取締役会の運営状況に関する事項」「取締役会の審議に関する事項」「取締役・監査役への支援に関する事項」等についてアンケート調査

を実施し、2019年3月開催の取締役会で評価及び分析結果を報告しております。(注:当社は2019年6月25日開催の定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行しており、それ以前においては監査役会設置会社としておりました)

前年度に比べ、社外役員間の情報交換や議案の事前理解等を改善評価しておりますが、より一層取締役会の実効性を高めるべく、必要な施策を適宜検討・実行してまいります。

【補充原則4-14(2)】 取締役に対するトレーニングの方針

執行役員を含む経営陣との情報交換会や、事業部責任者が戦略を表明する場にと取締役が出席するなど、継続的に企業理念及び事業戦略の共有を図っております。

新任の取締役に對しては、就任時に会社の事業・財務・組織等に関する個別説明の機会を設けることで、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めて頂くような情報提供を行うこととしています。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針

機関投資家との対話(面談・電話会議等)は、代表取締役社長または経営企画室担当役員が行っており、第2四半期決算及び決算発表時に説明会を実施しております。

個人投資家との対話(電話・メール等)は、経営企画室内のIR担当が行っており、株主総会終了後には株主に対し、経営近況報告会を開催し当社経営戦略の説明に努めるとともに意見交換を行っております。

ホームページ上にて当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくようなIR情報の発信を積極的に行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社パソナグループ	86,010,400	53.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,857,100	4.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,563,200	3.44
白石 徳生	4,201,600	2.60
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A / C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM (ステート ストリート ロンドン ケア オブ ステート ストリート バンク アンド トラスト)	2,611,800	1.61
伊藤忠商事株式会社	2,455,200	1.52
TMAM - GO JAPAN ENGAGEMENT FUND (ティーエムエーエムゴー ジャパン エンゲージメント ファンド)	2,090,100	1.29
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (エスエスピーティーシー クライアント オムニバス アカウント)	1,691,053	1.05
東京海上日動火災保険株式会社	1,600,000	0.99
BNY M&A AGT / CLTS NON TREATY JASDEC (ビーエヌワイエム アズ エージーティー シーエルティーエス ノン トライアティ ジャスデック)	1,441,015	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	株式会社パソナグループ (上場:東京) (コード) 2168

補足説明更新

- 1. 「大株主の状況」は2019年3月末現在の状況です。
- 2. 上記割合は、自己株式(583,190株)を控除して算出した議決権所有割合を表しています。
- 3. 当社は「株式給付信託(J-E S O P)」及び「株式給付信託(B B T)」を導入しており、資産管理 サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下、「信託E口」という。)が当社株式304,468株を所有 しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
- 4. 当社は2019年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
- 5. 株式会社パソナグループから、2019年6月13日付で大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出され、公衆の縦覧に供されております。当該変更報告書による2019年6月12日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称 : 株式会社パソナグループ
住所 : 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
所有株式数 : 81,210,400株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合 : 50.01%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は支配株主との間において取引等を行う場合、第三者との取引を勘案して適切な取引条件とすることを基本方針としており、関連当事者取引管理規程および職務権限及び業務分掌規程に従い少数株主を害することの無いよう取締役会で承認手続きを経て適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、株式会社パソナグループを中核とした人材関連事業中心の企業グループにおいて、専門性の高いアウトソーシング事業を独自に業務展開しております。株式会社パソナグループは当社筆頭株主であり、また、人的には当社の監査等委員ではない取締役4名のうち同社の取締役を兼ねる者が1名おります。役員の兼務、サービスの相互提供、営業協力等、ビジネス上の交流は行っておりますが、事業運営については独立した運営を行っております。また、株式会社パソナグループとの取引を行う際の手続きについては、前述4.に記載のとおりであります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新16 名
定款上の取締役の任期	更新1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	更新8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久保 信保	その他											
濱田 敏彰	その他											
藤池 智則	弁護士								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a上場会社又はその子会社の業務執行者
- b上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- kその他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

久保 信保	○	○	——	久保信保氏は、広島県副知事、総務省自治財政局長、同省消防庁長官等を歴任し、地方行政や地域活性、リスク管理の経験・知見があり、その豊富な経験・見識に基づき、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、㈱東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員として選任します。
濱田 敏彰	○	○	——	濱田敏彰氏は、日本貿易振興会コペンハーゲン事務所長、大蔵省理財局計画官、財務省大臣官房政策評価審議官等を歴任し、広く政治・経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い知見を有しており、その豊富な経験・見識に基づき、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、㈱東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員として選任します。
藤池 智則	○	○	藤池智則氏は、堀総合法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。当社グループと堀総合法律事務所との間に法律顧問契約に基づく役務提供等の取引関係がありますが、その取引金額は1,000万円以下であり、金額的重要性はありません。また、法律顧問契約に基づく役務提供等は、同事務所の異なる弁護士から受けております。	藤池智則氏は、弁護士としての豊富な経験があり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、㈱東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員として選任します。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

なし

現在の体制を採用している理由

更新

現在、監査等委員会の職務を補助すべき専任の取締役または使用人はおりませんが、常勤監査等委員が監査部と連携し、効果的な情報収集及び監査を行っております。監査等委員会の要請があった場合には、専任または兼務の使用人を配置するものとし、配置にあたっては、人数等配置の具体的内容に関して監査等委員会の意見を十分考慮するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

監査等委員は会計監査人から会計監査計画の説明を受け、協議を行うと共に四半期決算ごとに監査に関する説明を受け意見交換を行う等、緊密な連携を保って監査業務を遂行するものとしています。

当社の内部監査部門である監査部は、社長の直轄組織として、他の管理部門や業務部門から完全に独立した立場で監査し、社長、監査等委員、監査等委員会に対し監査の状況及び改善策について直接報告する体制を構築しています。また、原則として毎月開催される監査等委員会には監査部長も出席しており、内部監査の実施状況、その監査結果の報告を行う等、緊密な情報交換を実施することとしています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 **更新**

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

3名

その他独立役員に関する事項

各社外取締役は、いずれも当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」(下記参照)及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、当社は社外取締役としての独立性が確保されているものと判断しております。

(当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」)

- ・当該役員の2親等以内の親族が、現在または過去において、当社グループの業務執行取締役として在籍していないこと
- ・現在、当該役員が業務執行者・使用人として在籍する会社と当社グループにおいて取引がある場合(法律、会計もしくは税務の専門的サービスを除く)、その取引額が当社の連結売上高の1%以下であること
- ・当該役員が法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタントとして、当社グループから直接的に受け取る報酬(当社の役員としての報酬及び当該役員が所属する機関・事務所に支払われる報酬は除く)がある場合、過去3事業年度において、その報酬額が年間500万円以下であること
- ・当該役員が属する機関・事務所が法律、会計もしくは税務の専門的サービスを当社グループに提供している場合、過去3事業年度において、その報酬額が年間1,000万円以下であること
- ・当該役員が、過去3事業年度において、当社グループから年間1,000万円を超える寄付等を受ける組織の業務執行者でないこと

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社では固定報酬とは別に、業務執行取締役を対象に業績連動報酬を設けております。業績連動報酬については、固定報酬の限度額とは別枠で、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、中長期的な業績ならびに企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、連結する3事業年度ごとに信託に拠出する額は合計200百万円を上限とする旨決議しております。

業績連動報酬については、連結経常利益を指標とし、その目標達成度合いに応じて付与原資(当該事業年度において付与する総ポイント数)を計算し、各取締役の職務内容や責任範囲に応じて予め取締役会で決議した配分割合に従って個別の付与ポイントを計算し、決定しております。なお、連結経常利益が前期比減益となる場合にはポイントを付与しないこととしております。また、当社の取締役が業績連動型株式報酬制度により付与されたポイントに相当する当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役退任時としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2019年3月期における当社取締役に対する役員報酬は以下のとおりです。

- 取締役の報酬等の総額 140百万円(うち、社外取締役 14百万円)

(注:当社は2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において監査委員等設置会社に移行しており、2019年3月期においては監査役会設置会社としておりました)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

取締役の報酬等の額のうち、監査等委員ではない取締役の固定報酬については、類似業種上場会社の報酬水準や会社業績、株主還元の状態等を踏まえて原案を作成したうえで、独立社外取締役を主要な構成員とし、代表取締役社長が評価・助言を求める任意の仕組みとしての「指名・報酬協議会」にて客観的に原案の評価を行い、独立社外取締役の同意を得て個別の報酬額を決定することとしています。

取締役の報酬等の額のうち、監査等委員である取締役の報酬等に関しては、個別監査等委員の報酬額を、監査等委員の協議により決定しております。

また、業務執行取締役を対象とした業績連動報酬については、連結経常利益を指標とし、その目標達成度合いに応じて付与原資(当該事業年度において付与する総ポイント数)を計算し、各取締役の職務内容や責任範囲に応じて予め取締役会で決議した配分割合に従って個別の付与ポイントを計算し、決定しております。なお、連結経常利益が前期比減益となる場合にはポイントを付与しないこととしております。また、当社の取締役が業績連動型株式報酬制度により付与されたポイントに相当する当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役退任時としております。

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役からの指示等に関しては、経営企画室と監査部で連携して適切に対応しております。

監査等委員会において、常勤監査等委員が社外取締役である監査等委員と情報を共有しております。取締役会に際しては、あらかじめ資料を配布し、審議事項について社外取締役が事前に理解を得られるよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(1) 当社取締役会は、経営意思決定の機動性と監督機能の強化を重視し、監査等委員ではない取締役4名、監査等委員である取締役4名(うち、社外取締役3名)で構成され、毎月1回の定例取締役会以外にも、適宜臨時取締役会を開催し、経営の意思決定を行っております。また、監査等委員ではない取締役の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年であり、経営環境の変化に対応し得る経営体制とすべく取締役の経営責任を明確にしております。

(2) 業務執行においては監督と執行の分離を進め、執行権限の委譲に伴う業務の迅速化を図るため執行役員制を導入しております。また、原則として毎週、常勤取締役及び役付執行役員で構成される経営会議を開催し、業務執行における重要事項の審議および取締役会付議事項の審議・報告等を行っています。

(3) 監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち、常勤監査等委員1名)で構成され、毎月監査等委員会を開催しているほか、監査等委員と社長の意見交換会を行う等により経営執行の監視をしております。監査等委員は、経営執行の監視を監査部と密接に連携して実効性のあるものにしており、また、会計監査人とも連携を取り、監視をしております。監査等委員のうち1名は弁護士資格を有し、法令面からの監査を強化しております。

(4) 社長直轄の監査部が内部監査規程に基づき、法令及び社内諸規定の順守状況を監視し、業務上の過誤・不正による不測の事態の発生を防ぐとともに、業務の改善と経営効率の向上等を目的として内部監査を実施しております。

(5) 社外取締役は、いずれも当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」(「独立役員関係」参照)及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員に指定しております。

(6) 当社は、金融商品取引法に基づく会計監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結し、それに基づき報酬を支払っております。有限責任監査法人トーマツ及び当社監査に従事する業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。2019年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

■ 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員: 高木政秋氏、草野耕司氏

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

■ 監査業務等に係る補助者の構成

公認会計士 3名、その他 6名

(注) その他は、公認会計士試験合格者、システム監査対象者等であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

取締役会の監査・監督機能を強化しコーポレートガバナンスの実効性を一層高めるとともに、業務執行取締役への権限委譲により迅速な意思決定を促すことで経営の効率性を高めることを目的として、当社では監査等委員会設置会社体制を採用しております。監査等委員である取締役は、取締役会や経営会議等への出席を通して業務執行取締役の職務執行状況を監査するとともに、監査部や会計監査人とも適宜連携することで、厳正な監査を実施しております。さらに、監査等委員である取締役4名のうち3名が社外取締役(いずれも独立役員)であり、客観的立場での経営の監視・監督機能の整備・強化を期待できるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
招集通知(要約)の英文での提供	議決権行使に係る重要な記載事項の一部を英訳し、TDnetや自社ホームページに掲載しております。
その他	株主総会の開催に際し、招集ご通知を個別配送すると共に、決議ご通知や議決権行使結果とあわせてホームページ上で開示し、株主へ広く周知しております。また、株主総会終了後に株主に対し、経営近況報告会を開催し当社経営戦略の説明に努めると共に意見交換を行っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び決算発表時に説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料および各種プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室内に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は企業理念(スローガン)を、「良いものをより安くより便利にサービスの流通創造を通して人々に感動と喜びを提供しよう」と規定し、顧客重視を明確にしています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページに、経営情報の開示及び新しい顧客サービスの導入につき、積極的にリリースしております。

その他

<ワーク・ライフ・バランス／ダイバーシティの推進について>

当社では、社員一人ひとりが仕事と子育てや介護を含めた様々なライフステージにおいても、生活全体の調和を図り、全ての社員がその保有能力を十分に発揮できるよう環境を整備しております。メリハリのある働き方、働きやすい環境の整備を目指しスーパープレミアムデーなどの有給休暇奨励制度やノー残業デーを実施。またダイバーシティのさらなる促進を目的として「短時間勤務」、「在宅勤務」を制度化、さらに育児休業中の社員へのサポートとして「育児コンシェルジュ」、「職場復帰プログラム(wiwiw)」を提供するなど多様な制度を設けております。

また、次世代育成支援について貢献する企業となるための様々な行動計画を策定・実行しており、子育てサポート企業として、くるみんマークの認定も受けております。

- ・役員に占める女性の割合：25%（提出日時点）
- ・全管理職に占める女性の管理職の割合：約38%
- ・社員全体に占める女性の割合：約60%
- ・女性社員の出産後の復職率：約90%

役員以外については株式会社ベネフィット・ワン単体の数値（2019年3月末現在）

ワーク・ライフ・バランスへの取り組みは、当社ホームページでも紹介しております。
<https://corp.benefit-one.co.jp/work-style/worklifebalance/>

<健康経営について>

当社では「従業員行動指針」に則り、社員が安心して働ける環境を整備し、社員自身が心身ともに健康で、何事にも情熱をもって挑戦し続けられるよう様々な制度を導入しております。社員のヘルスリテラシー向上のため、「健康ポータルサイト」を導入し、健康に関する情報の発信や、健康診断の結果を経年管理しております。また、社員ひとり一人の健康増進をサポートする仕組みとして「健康ポイント」を導入し、ウォーキングチャレンジや毎日の生活習慣をチェックする生活習慣チャレンジなどを実施し、楽しく健康になれるような取り組みを進めております。

これら取り組みの結果、2019年2月には、経済産業省と日本健康会議が選出する、保険者と連携して優良な健康経営を行う企業「健康経営優良法人 2019(ホワイト500)」に当社と株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアの2社が認定されました。

今後も当社では、社員ひとり一人が、健康に生き活きと活躍できるよう、健康サポートを整備すると共に、当社の事業により健康で明るい社会を創れるよう、働く人々をサポートしてまいります。

健康経営への取り組みは、当社ホームページでも紹介しております。
<https://corp.benefit-one.co.jp/work-style/kenkokeiei/>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、健全な企業経営を目指すうえで、内部統制システムの整備・向上とその運営の有効性確保が肝要であることを認識し、当社の事業の特性及びそれに起因するリスクを考慮しつつ、効率的で適法な経営活動を推進するべく、グループの行動規範を定め、これに基づく人材の育成及び業務執行の適切な監督の仕組みにより、健全な企業風土の醸成に努めています。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス・マニュアルを制定しグループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止します。
- 2) 業務執行にあたっては、取締役会及び経営会議で審議したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- 3) 当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化します。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び関係規程に従い、各担当部署で適切に記録し保存及び管理します。

当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント基本規程に従ってリスク管理の責任部門を明確にし、担当役員を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置することで、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止するとともに万一発生した場合の被害の極小化を図るものとします。また、子会社のリスク管理については、関係会社管理規程に従って当社との間に経営管理契約を締結し、事前協議を必要とする重要事項を規定するとともに、重要な事実が発生もしくは発生することが予想される場合には速やかに当社に報告することとし、当社にて一元的にリスク管理を行います。
- 2) 当社は、常勤役員及び役付執行役員が出席する経営会議を原則毎週開催し、業務執行状況の早期把握と迅速な対応に努めるとともに、そのうち重要なものについては取締役会で報告することとします。
- 3) 監査部にて、内部統制の有効性に関する監査を行います。

当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会規程において取締役会での決議事項及び報告事項を明確に規定するとともに、職務権限及び業務分掌規程により決裁権限を明確にします。
- 2) 関係会社管理規程に基づき当社と子会社との間に経営管理契約を締結し、事前協議を必要とする重要事項を規定します。そのほか、重要な事実が発生もしくは発生することが予想される場合には速やかに当社に報告することとします。
- 3) 当社は、常勤役員及び役付執行役員が出席する経営会議を原則毎週開催し、業務執行状況の早期把握と迅速な対応に努めるとともに、そのうち重要なものについては取締役会で報告することとします。

当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス・マニュアルを制定しグループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止します。
- 2) 常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社におけるコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内の啓蒙・教育等の施策に係る事項を取り決めることとします。
- 3) 内部監査規程に基づき、社長直轄の監査部が当社及び子会社の業務が適法に運営されていることを監査します。
- 4) コンプライアンス・ホットライン規程に基づき、内部通報制度を運用し、グループ内の法令違反、社内規定違反及び倫理違反等の行為を未然に防止または中止させ、もって当社グループの組織運営の健全性・適法性を確保します。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

前述 ～ に記載の事項に加え、当社から子会社に取締役または監査役を派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営状況を把握し、適正な業務運営を確保します。

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 1) 常勤監査等委員が監査部と連携し、効果的な情報収集及び監査を行います。
- 2) 監査等委員会の要請があった場合には、専任または兼務の使用人を配置するものとし、配置にあたっては、人数等配置の具体的内容に関して監査等委員会の意見を十分考慮します。

前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用人及び監査部の使用人の人事に関しては監査等委員会の事前の意見を得るものとし、取締役会はこれを尊重します。

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 常勤監査等委員は原則毎週開催される経営会議に出席し、当社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の経営状況、財務状況、コンプライアンスに関する事項、内部統制に関する事項を含む事業上の重要事項について、監査等委員に報告を行います。また、監査等委員会においても、定期的に各事業部責任者が出席し、業務執行の状況及び事業上の重要事項について報告を行います。このほか、監査等委員と社長及びその他の業務執行取締役が適宜協議を行い、監査等委員会への必要な経営情報及び営業情報の提供を行います。
- 2) コンプライアンス・ホットライン規程に基づき内部通報制度を運用し、グループ内の法令違反、社内規定違反及び倫理違反等の行為を未然に防止または中止させ、もって当社グループの組織運営の健全性・適法性を確保します。また同規程において、内部通報者に対し、内部通報したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定します。

監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理の方針その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限ります。）の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行います。

2) 監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に基づき、実効性のある監査を行うものとします。また、監査部長が監査等委員会で定期報告するなど密接な連携関係を構築し、会計監査人とも定期的に協議を行い、効率的かつ有効な職務執行を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び子会社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力対策規程及びコンプライアンス・マニュアルに具体的指針を規定します。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

前述に記載のとおり整備し、運用しております。また、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトで掲示を行うとともに、コンプライアンス研修等を通じた周知徹底を行っております。平素より外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行い、社内体制の整備、維持を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社といたしましては、引続き株主の皆様やお取引先をはじめ、地域社会、社員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下の通りです。

1. 重要な会社情報の適時開示に対する体制

当社は、経営情報を統合管理する経営企画室を適時情報開示の責任部署としており、決算実務、有価証券報告書作成を取り扱う財務経理部と密接な連携を図ることで、早期且つ的確な開示を可能にしています。

2. 社内の情報集約と統制

当社では、緊急時にその重要性のレベルに応じ担当役員、副社長、社長に情報伝達を行う体制を敷くと共に、定期的に会社内の情報を集約する体制を構築しております。

第一に、原則として毎週、常勤取締役および役付執行役員で構成される経営会議を開催し、重要情報を早期に把握する体制を取っています。
(事務局:経営企画室)

第二に、取締役会の開催・決議に関しても、情報開示担当役員が事前に議案の収集・一元管理を行い、開示の役割を担い、全体の情報集約とあわせ適切な開示に努めています。

さらに、毎月、部門責任者会議を開催し、各部末端までの営業情報・リスク情報の集約を行っています。
(事務局:総務部)

3. 適切な情報共有と開示

経営企画室では、各情報について、適時開示に該当するかをチェックし、状況に応じて証券取引所に確認を行っています。

適時開示に該当する場合には、証券取引所との連携により適切な開示を行っています。

当社といたしましては、常に開示基準を明確に認識することと共に企業として開示を積極的に行うという強い姿勢を維持することが重要と考えており、今後もそのための努力を行う所存であります。

コーポレート・ガバナンス体系図

